

山形県県土整備部建設DX推進協議会

設置要綱

(目的)

第1条 本県における建設産業が抱える担い手不足等の課題を克服し、4Kを実現することを目的として策定した「山形県建設DX推進戦略（以下「推進戦略」という。）に掲げる施策を官民一体で推進するため、山形県建設DX推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進戦略に掲げる施策の実施状況の検証及び見直しに関すること。
- (2) 推進戦略の変更に関すること。
- (3) 人材DX（デジタル人材の育成）の推進に係る研修計画等の立案及び実施に関すること。
- (4) その他、建設DXの推進に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は顧問、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 顧問は、県土整備部長をもって充てる。
- 3 会長は、技術統括監をもって充てる。
- 4 副会長は、建設企画課課長をもって充てる。
- 5 委員は、別表1の所属から指名された者又は職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、協議会の会務を総括する。
- 7 会長は、協議会を招集し、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。
- 8 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(作業部会)

第4条 所掌事務を遂行するにあたり、具体的な事項を検討するため、実務担当で構成する作業部会を設置する。

- 2 作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、技術統括監をもって充てる。
- 4 副部会長は、建設企画課課長をもって充てる。
- 5 部会長及び副部会長は、作業部会を招集し、必要に応じ別表2の所属の中

から部会員を指名し出席を求めることができる。

6 部会長及び副部会長は、必要に応じ作業部会への関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、山形県県土整備部建設企画課及び一般社団法人山形県建設業協会、一般社団法人山形県測量設計業協会に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月14日から施行する。

この要綱の改正は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱の改正は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

役 職	所 属 ・ 職 名
顧問	県土整備部 県土整備部長
会長	県土整備部 技術統括監
副会長	県土整備部建設企画課 課長
委 員	一般社団法人 山形県建設業協会 専務理事
	一般社団法人 山形県測量設計業協会 専務理事
	公益財団法人 山形県建設技術センター 業務部長
	県土整備部県土整備企画課 課長
	〃 県土整備企画課用地対策室 室長
	〃 都市計画課 課長
	〃 下水道課 課長
	〃 道路整備課 課長
	〃 道路保全課 課長
	〃 河川課 課長
	〃 河川課流域治水推進室 室長
	〃 砂防・災害対策課 課長
	〃 港湾課 課長
	〃 建築住宅課 課長
	〃 建築住宅課営繕室 室長
	会計局次長
	村山総合支庁建設部 建設部長、西村山次長、北村山次長
	最上総合支庁建設部 建設部長
	置賜総合支庁建設部 建設部長、西置賜次長
	庄内総合支庁建設部 建設部長

別表 2

役 職	所 属 ・ 職 名
部会長	県土整備部 技術統括監
副部会長	県土整備部建設企画課 課長
部会員	一般社団法人 山形県建設業協会 事務局長
	一般社団法人 山形県測量設計業協会 DX推進部会長
	公益財団法人 山形県建設技術センター 業務部
部会員 (右記に掲げる 所属の中から指 名)	県土整備部県土整備企画課
	〃 県土整備企画課用地対策室
	〃 都市計画課
	〃 下水道課
	〃 道路整備課
	〃 道路保全課
	〃 河川課
	〃 河川課流域治水推進室
	〃 砂防・災害対策課
	〃 港湾課
	〃 建築住宅課
	〃 建築住宅課営繕室
	会計局工事検査課
	村山総合支庁建設部
	最上総合支庁建設部
	置賜総合支庁建設部
	庄内総合支庁建設部